

4

地域防災、特にクラスター火災対策の取り組みについて

2008年度市が実施した地震による地域危険度測定調査が報告されて以来、クラスター（延焼運命共同体）火災対策に、市、まちぢから・自治会を挙げて取り組んでおり、今日では、感震装置の全戸設置に向け54%（海岸地区）と進んでいます。

特に2017年度はそのための補助金制度が整備され、火元を作らないための活動の大きな援軍となりました。今後この制度を活用し安全な町に向かって邁進していくこととなります。

しかし、もう一方の課題が残っておりそこに対する手当も必要です。現在の設置活動は既存の建物への設置ですが、更地新築や建替え、相続に伴う区画変更などによる住宅の更新が絶え間なく発生しています。私たちも各戸訪問して設置する活動をしていますと、すでに設置完了したお宅が、解体工事に着手し瞬く間に新築住宅に代っていく姿を呆然と見守ることを度々経験しています。

新築される建物への感震装置を促進する手立てが必要なのです。北二丁目の事例ですと、総世帯数1,000程の地区で丁度今、新築建設に着手したり、入居を迎えたりする住宅は、50戸ほどあります。5%の世帯ですね。なんらか工事となる兆しを見出したら個々に折衝し、感震装置設置を説いて回るのも大事な地元の地域活動ではありますが、これだけの新築案件がありますと漏れなく対応することは容易ではありません。もう少し根元で、こうした危険な地域なのだから、他のところにはない設備を付けて、地域全体で危険を回避していこう、と理解してもらえらる仕組みが必要であると思います。

住宅更新の一連のプロセスを水道に例えるなら、蛇口に相当するのは確認申請業務、と言えるでしょう。全ての住宅はここで集約され、それぞれの現場に放たれていきます。この申請業務のなかで、クラスター火災危険地域の案件には、感震装置を付けることを、できれば義務付ける、少なくとも注意喚起を徹底できるようにしてもらいたい。そこで、以下の2点について質問とともに要望致します。

東海道線以南の、上記調査報告で クラスター番号1と2、7の地域に対し

1. 確認申請済みとする時点で感震装置を設置することを義務化する条例をつくってもらいたい。そのための手立てを知らせてください。

条例化は時間がかかるとか、実現は厳しいとよく聞きますが、少なくとも、

2. 同じく、その時点で、感震装置を設置するよう注意喚起する書面を添付して交付できるようにしてもらいたい。